

(別紙2)

## 令和6年度大台ヶ原自然再生に係る調査・検討業務に係る業務請負条件

本業務は、大台ヶ原の自然再生の過程において、植生の保全・再生に呼応した動植物相や群集の回復と変化を継続的にモニタリング評価し、また課題であるニホンジカの捕獲や森林更新の阻害の改善等の課題検討・対策を行うことで、森林生態系の回復状況を把握し、新たな科学的知見をもって大台ヶ原の自然再生推進を促進するとともに順応的な事業管理を行うことを目的としている。

これらのことから、本業務を実施するに当たっては、業務に従事する担当者が過去に亜高山地帯でのニホンジカの管理に関するモニタリング業務に従事した経験等を有していることが必要である。

以上の観点から、下記に従い、業務請負条件に係る確認書類（以下、「業務請負条件資料」という。）を提出すること。

### 記

#### (1) 提出書類（別添様式）

##### ・同種業務

自然公園内での亜高山地帯でのニホンジカの管理に関するモニタリング業務及び森林生態系の保全・再生に関するモニタリング業務の実施経験があること、あわせて自然再生事業（5年以上に亘るものに限る。）の計画の策定、改訂、点検あるいは評価に関する業務の実施経験があること（業務の一部に含む場合も可）。

##### ・類似業務

亜高山地帯でのニホンジカの管理に関するモニタリング業務若しくは森林生態系の保全・再生に関するモニタリング業務の実施経験があること、あわせて自然再生事業（5年以上に亘るものに限る。）の計画の策定、改訂、点検あるいは評価に関する業務の実施経験があること（業務の一部に含む場合も可）。

#### (2) 提出期限等

##### ①提出期限

入札説明書のとおり。

##### ②業務請負条件に係る書類の提出場所及び作成に関する問合せ先

入札説明書に同じ。

##### ③提出部数

2部

④ 提出方法

入札説明書のとおり。

郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 郵送の場合は、封書の表に「令和6年度大台ヶ原自然再生に係る調査・検討業務に係る業務請負条件資料在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった業務請負条件資料は、無効とする。

イ 提出された業務請負条件資料は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

ウ 虚偽の記載をした業務請負条件資料は、無効とするとともに、提出者に指名停止を行うことがある。

エ 業務請負条件資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

オ 提出された業務請負条件資料は、環境省において、業務請負条件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契約相手になった者が提出した業務請負条件に係る資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

(3) 審査結果の回答

入札説明書のとおり。

以上

(別添様式)

令和6年 月 日

支出負担行為担当官

近畿地方環境事務所総務課長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

令和6年度大台ヶ原自然再生に係る調査・検討業務に係る  
業務請負条件資料の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

○提出資料

業務に従事する主たる担当者について、過去の、亜高山地帯でのニホンジカの管理に関するモニタリング業務に従事した経験及び自然再生事業（5年以上に亘るものに限る。）の計画の策定、改訂、点検あるいは評価に関する業務に従事した経験に関して、その件数、それぞれの事業名と概要、発注元名称や関係する資格について説明する書類。

(担当者)

所属部署：

氏名：

TEL：

E-mail：



## 土木設計業務等請負契約書

- 1 請負業務の名称 令和6年度大台ヶ原自然再生に係る調査・検討業務
- 2 履行期間 令和6年 月 日から  
令和7年3月27日まで
- 3 請負代金額 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 4 契約保証金 免除

上記の請負業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙の〇〇設計共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

発注者 住所 大阪市北区天満橋1丁目8番75号 桜ノ宮合同庁舎4階  
支出負担行為担当官  
近畿地方環境事務所総務課長 松本 和也 印

受注者 住所  
氏名 印

## (総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金額を支払うものとする。
  - 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
  - 4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
  - 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
  - 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
  - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
  - 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
  - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
  - 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
  - 12 受注者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該共同体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

## (指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
  - 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

## (業務工程表の提出)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

#### (契約の保証)

#### 第4条 削除

#### (権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

#### (著作権の譲渡等)

- 第6条 受注者は、成果物（第38条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12

条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

#### (一括再請負等の禁止)

第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任しようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を請け負わせ、又は委任しようとするときは、この限りでない。

4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を請け負わせ、又は委任した者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

#### (特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

#### (意匠の実施の承諾等)

第8条の2 受注者は、自ら有する登録意匠(意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第3項に定める登録意匠をいう。)を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物(以下「本件構造物等」という。)の形状等について意匠法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受けるとともに、意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

#### (調査職員)

第9条 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。

2 調査職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示

- 二 この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
  - 三 この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
  - 四 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
- 3 発注者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

#### (管理技術者)

- 第10条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、請負代金額の変更、履行期間の変更、請負代金額の請求及び受領、第14条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

#### (照査技術者)

- 第11条 受注者は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

#### (地元関係者との交渉等)

- 第12条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。
- 2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

#### (土地への立入り)

- 第13条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地



の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

#### **(管理技術者等に対する措置請求)**

第 14 条 発注者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第 7 条第 3 項の規定により受注者から業務を請け負い、若しくは委任された者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

#### **(履行報告)**

第 15 条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

#### **(貸与品等)**

第 16 条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

#### **(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)**

第 17 条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、調査職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

### (条件変更等)

第 18 条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

### (設計図書等の変更)

第 19 条 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第 21 条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

### (業務の中止)

第 20 条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **(業務に係る受注者の提案)**

第21条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は請負代金額を変更しなければならない。

#### **(適正な履行期間の設定)**

第22条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

#### **(受注者の請求による履行期間の延長)**

第23条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **(発注者の請求による履行期間の短縮)**

第24条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **(履行期間の変更方法)**

第25条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第23条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### **(請負代金額の変更方法等)**

第26条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

#### **(臨機の措置)**

第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

#### **(一般的損害)**

第28条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項、第2項若しくは第3項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

#### **(第三者に及ぼした損害)**

第29条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第3項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

### （不可抗力による損害）

第30条 成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、試験等に従事される業務の出来形部分（以下この条及び第50条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であつて立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち、請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
  - 一 業務の出来形部分に関する損害  
損害を受けた業務の出来形部分に相応する請負代金額の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
  - 二 仮設物又は調査機械器具に関する損害  
損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相

応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

#### (請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第17条から第21条まで、第23条、第24条、第27条、第28条、前条、第34条又は第40条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### (検査及び引渡し)

第32条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを請負代金額の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

#### (請負代金額の支払い)

第33条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金額の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に請

負代金額を支払わなければならない。

- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

#### （引渡し前における成果物の使用）

- 第34条 発注者は、第32条第3項若しくは第4項又は第38条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
  - 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

#### （前金払）

- 第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の3以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
  - 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
  - 4 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
  - 5 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の4を超えるとときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第37条の2又は第38条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
  - 6 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の4の額を差し引いた額を返還しなければならない。
  - 7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額に

つき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

#### **(保証契約の変更)**

第 36 条 受注者は、前条第 4 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、第 1 項又は第 2 項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

#### **(前払金の使用等)**

第 37 条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

#### **(部分払)**

第 37 条の 2 削除

#### **(部分引渡し)**

第 38 条 削除

#### **(国庫債務負担行為に係る契約の特則)**

第 38 条の 2 削除

#### **(国債に係る契約の前金払の特則)**

第 38 条の 3 削除

#### **(国債に係る契約の部分払の特則)**

第 38 条の 4 削除

#### **(第三者による代理受領)**

第 39 条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、



当該第三者に対して第 33 条（第 38 条において準用する場合を含む。）又は第 37 条の 2 の規定に基づく支払いをしなければならない。

#### **（前払金等の不払に対する業務中止）**

第 40 条 受注者は、発注者が第 35 条、第 37 条の 2 又は第 38 条において準用される第 33 条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **（契約不適合責任）**

第 41 条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

#### **（発注者の任意解除権）**

第 42 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第 44 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### **（発注者の催告による解除権）**

第 43 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 削除
- 二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 三 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- 四 管理技術者を配置しなかったとき。
- 五 正当な理由なく、第 41 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

#### (発注者の催告によらない解除権)

第 44 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第 5 条第 1 項の規定に違反して請負代金額債権を譲渡したとき。
- 二 削除
- 三 この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 四 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 六 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 八 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金額債権を譲渡したとき。
- 九 第 46 条又は第 47 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 十 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
  - ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を

- 加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 再請負契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再請負契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

#### **(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)**

第 45 条 第 43 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

#### **(受注者の催告による解除権)**

第 46 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

#### **(受注者の催告によらない解除権)**

第 47 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第 19 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- 二 第 20 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5（履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

#### **(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)**

第 48 条 第 46 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

#### **(解除の効果)**

第 49 条 この契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義

務は消滅する。ただし、第 38 条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する請負代金額（以下「既履行部分請負代金額」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分請負代金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

### （解除に伴う措置）

第 50 条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第 35 条（第 38 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、受注者は、第 43 条、第 44 条又は次条第 3 項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第 38 条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年 2.5 パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第 42 条、第 46 条又は第 47 条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第 2 項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第 35 条（第 38 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第 38 条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第 3 項の規定により定められた既履行部分請負代金額から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第 43 条、第 44 条又は次条第 3 項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年 2.5 パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第 42 条、第 46 条又は第 47 条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第 38 条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第 2 項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第 7 条第 3 項の規定により、受注者から業務の一部を請け負い、又は委任された者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

- 5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。
- 一 業務の出来形部分に関する撤去費用等 契約の解除が第 43 条、第 44 条又は次条第 3 項によるときは受注者が負担し、第 42 条、第 46 条又は第 47 条によるときは発注者が負担する。
  - 二 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等 受注者が負担する。
- 6 第 4 項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第 1 号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。
- 7 第 3 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 43 条、第 44 条又は次条第 3 項によるときは発注者が定め、第 42 条、第 46 条又は第 47 条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 3 項後段及び第 4 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 8 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

#### **（発注者の損害賠償請求等）**

- 第 51 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
  - 二 この契約の成果物に契約不適合があるとき。
  - 三 第 43 条又は第 44 条の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
  - 四 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第 43 条又は第 44 条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
  - 二 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
  - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年

法律第 154 号) の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から既履行部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額とする。

6 第 2 項の場合（第 44 条第 8 号及び第 10 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

#### **（談合等不正行為があった場合の違約金等）**

第 51 条の 2 受注者（設計共同体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するも

のであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

#### （受注者の損害賠償請求等）

第52条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第46条又は第47条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

#### （契約不適合責任期間等）

第53条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第32条第3項又は第4項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等

をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### **(保険)**

第 54 条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

#### **(賠償金等の徴収)**

第 55 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額が発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年 3 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 3 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

#### **(情報通信の技術を利用する方法)**

第 56 条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

#### **(契約外の事項)**

第 57 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。



## 令和6年度大台ヶ原自然再生に係る調査・検討業務 特記仕様書

### 1. 適用範囲

本特記仕様書は「設計業務等共通仕様書(自然公園編)」(以下「共通仕様書」という。)という特記仕様書のことであり、本業務に適用する。この業務に当たっての一般事項は共通仕様書による。

### 2. 業務の目的

吉野熊野国立公園大台ヶ原地区及びその周辺地域では、1960年代以降、様々な要因により森林生態系が衰退し、現在でもニホンジカやミヤコザサ等の影響により、森林の天然更新の生育が阻害され、目標としている自然が回復していない。そのため、「大台ヶ原自然再生推進計画2014第2次」(以下「推進計画2014第2次」という。)及び「大台ヶ原ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第4期)」(以下「第4期シカ管理計画」という。)に基づき、大台ヶ原に現存する森林生態系を再生するための自然再生の取り組みを継続している。

本業務は、大台ヶ原の自然再生の過程における植生の保全・再生に呼応した動植物相や群集の回復と変化を継続的にモニタリング評価するとともに、ニホンジカの捕獲や森林更新の阻害の改善等の課題を調査・検討しようとするものである。

加えて、今年度は、「大台ヶ原自然再生推進計画2014」(以下「推進計画2014」という。)の10年間の取り組み結果の中間評価、「第4期シカ管理計画」の取り組み結果の評価を行うとともに、その成果を踏まえて「大台ヶ原自然再生推進計画2014第3次」(以下「推進計画2014第3次」という。)及び「大台ヶ原ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第5期)」(以下「第5期シカ管理計画」という。)を策定する。

### 3. 業務対象地域

奈良県吉野郡上北山村小椋大台ヶ原(図1)を中心とする地域

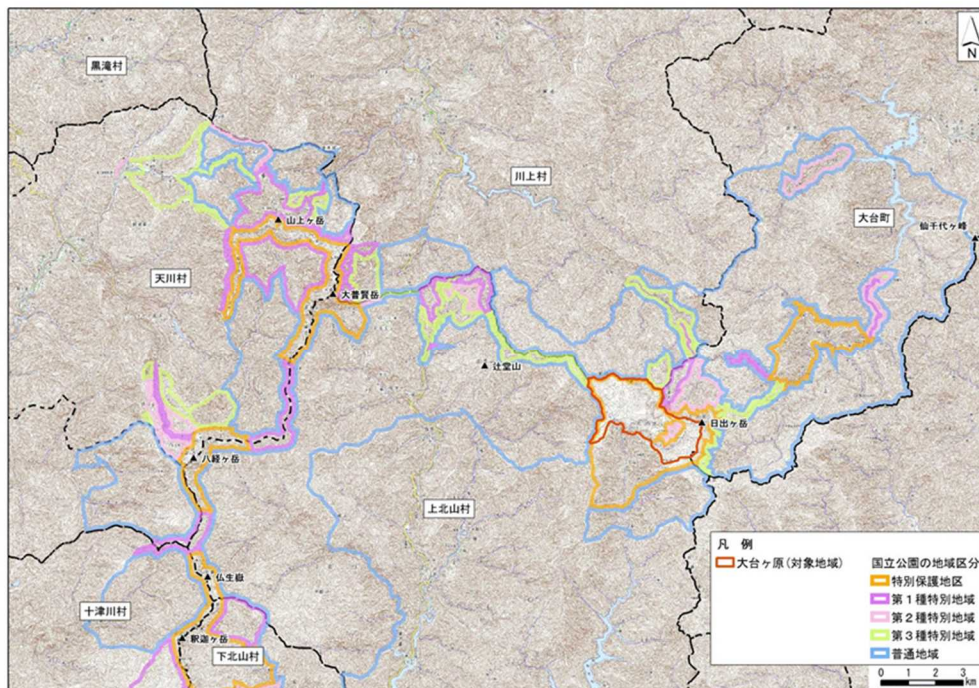


図1 業務位置図

#### 4. 業務履行期限

令和7年3月27日

#### 5. 業務実施計画等の作成

請負者は、業務の実施に当たって調査職員(後日、近畿地方環境事務所より決定、通知する)に業務計画書を提出すること。

#### 6. 業務の内容

##### 6.1 ニホンジカ個体群の管理に関する調査

##### 6.1.1 糞粒法等によるニホンジカの生息状況調査

大台ヶ原及びその周辺におけるニホンジカの生息状況を把握するために、図2、図3、図4において、糞粒調査等を実施すること。

##### (1) 緊急対策地区

##### ① ササ稈高調査

10月に1回、植生タイプ別の柵外対照区(30m×30m:図2:植生タイプⅠ～Ⅲ、Ⅴ～Ⅶの6地点)内に設置してある9つの小方形区(2m×2m)において、生育するササの種類を確認するとともに、ササ類の種別の平均稈高(cm)、被度を計測する。また、ニホンジカの食痕の有無を確認する。計測したデータは、過年度データと合わせ取りまとめる。

##### ② 糞粒調査

10月に1回、過年度に設定されている14地点(図2:▲)において、各110箇所(総計で1,540箇所)のコードラート(1m×1m)を設定し、コードラート内のニホンジカの糞粒数を調査する。調査地点については、過年度の調査地点と同様の植生内で設定する。

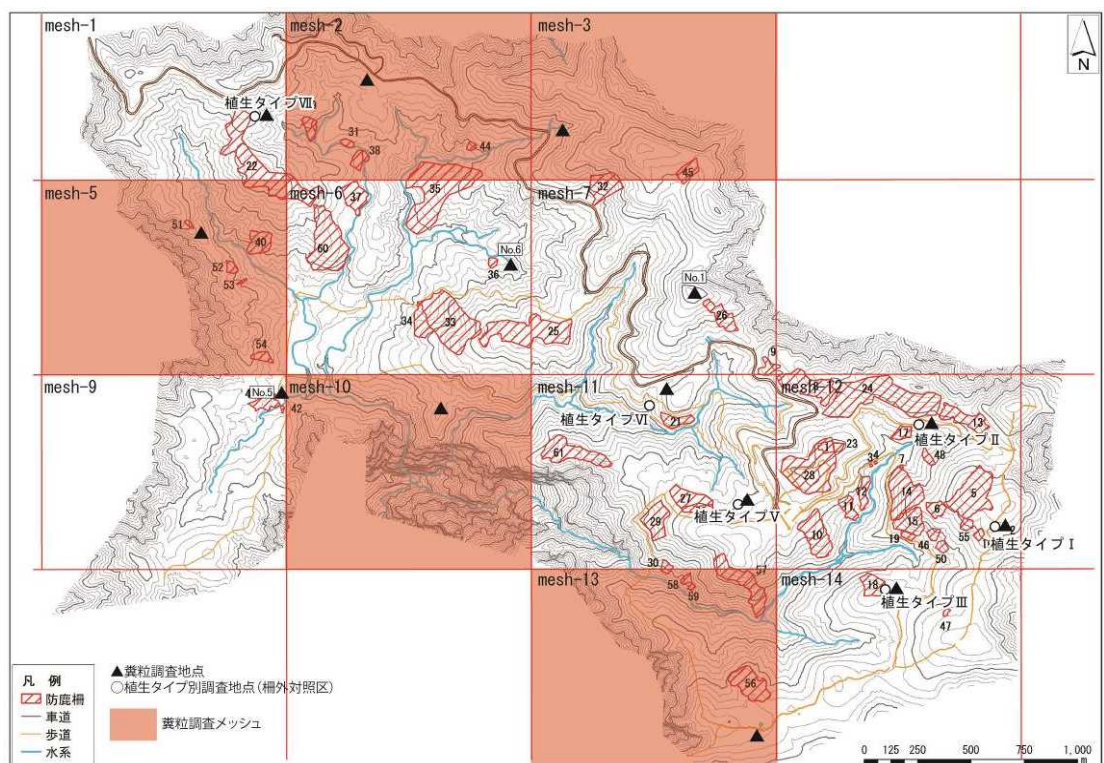


図2 調査地点図(緊急対策地区)

(2) 緊急対策地区隣接メッシュ

① ササ稈高調査

10月に1回、緊急対策地区隣接メッシュ11地点(図3:S1~S11)において、生育するササの種類を確認するとともに、各地点のササ類の種別の平均稈高(cm)を計測すること。また、ニホンジカの食痕の有無を確認する。計測したデータは、過年度データと合わせ取りまとめる。

② 糞粒調査

10月に1回、緊急対策地区に隣接するメッシュのうち過年度に調査を実施した11地点(図3:S1~S11)において、各110箇所(総計で1,210箇所)のコードラート(1m×1m)を設定し、コードラート内のニホンジカの糞粒数を調査する。

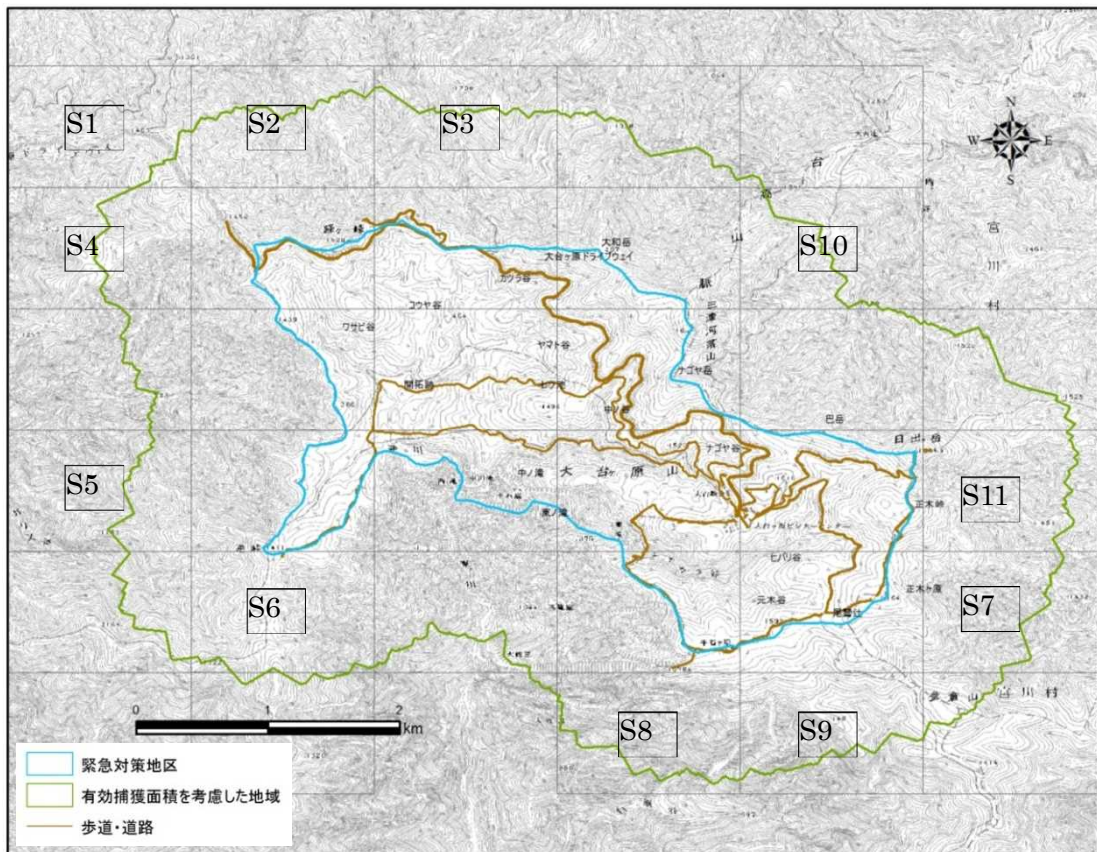


図3 調査地点図(緊急対策地区隣接メッシュ:S1~S11)

(3) 重点監視地区

① 下層植生調査

10月に1回、重点監視地区にある1地点(図4:N7)において、既設の5つの調査区(2m×2m)内の草本層の全体被度(%)と群落高(cm)及び種別被度(%)と最大高(cm)、ササ類の種別平均稈高(cm)、ニホンジカの食痕の有無を記録すること。計測したデータは、過年度データと合わせ取りまとめる。

② 糞粒調査

10月に1回、重点監視地区にある1地点(N7)において、110箇所のコードラート(1m×1m)を設定し、コードラート内のニホンジカの糞粒数を調査する。調査地点については、過年度の調査地点と同様の植生内で設定すること。

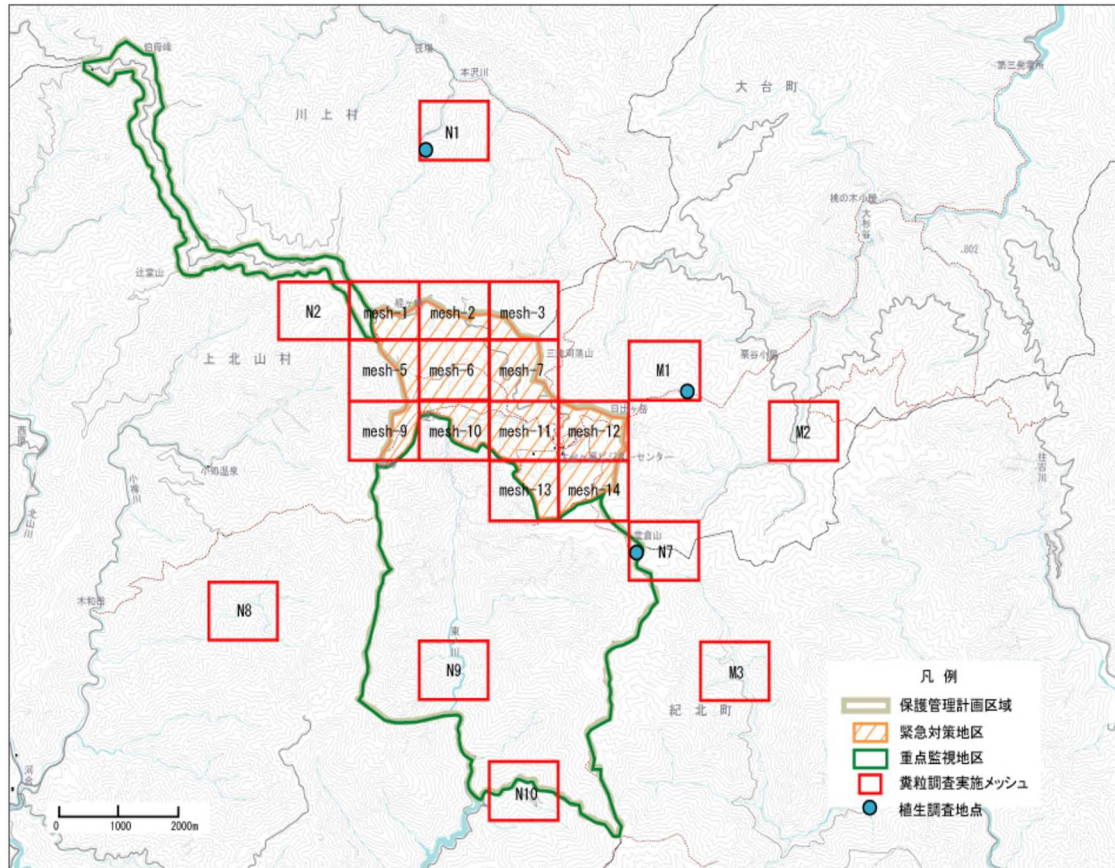


図4 調査地点図(重点監視地区)

#### (4) 調査結果の分析・評価

(1)～(3)で得られた糞粒調査結果をもとに10月のニホンジカの生息密度指標をメッシュ毎、エリア毎に推計する。過年度との比較を行う必要があることから、過年度の方法を参考に実施すること。

なお、推計した生息密度指標については、別途「令和6年度大台ヶ原ニホンジカ個体数調整手法開発調査業務」において推定生息数の算出に用いるため、推計後はすみやかにデータを調査職員に提供すること。

また、ササ稈高調査及び下層植生調査結果を基に、ニホンジカによる植生への影響について考察を行うこと。

#### 6.1.2 カメラトラップ法によるニホンジカの生息状況調査

##### (1) カメラトラップ法による調査

##### 1) 既設置の自動撮影カメラのデータ回収、点検等

既に大台ヶ原に設置されている自動撮影カメラ36台(1地点あたり1台、計36地点)について、業務開始時、9月及び12月頃の計3回程度点検を行い、記録メディア(SDカード、近畿地方環境事務所が貸与)と電池(本業務に含む)の交換等を行う。また、点検時に自動撮影カメラの作動に異常を確認した場合には速やかに機体を交換(交換用の機体は近畿地方環境事務所が貸与する。)するとともに必要に応じて自動撮影カメラ設置位置の変更、調整を行う。

なお、設置を変更した場合にはGIS(shp形式)データを修正すること。カメラの設置位置図及びGIS(shp形式)データは近畿地方環境事務所が提供する。

## (2) 調査結果の分析・評価

(1)で得られた撮影データをもとに以下の1)～4)の作業を行う。

### 1) 月別生息密度の把握

得られたデータのうちニホンジカについて、REM法(Rowcliffe *et al.*, 2008)に基づき月別生息密度を算出する。データの集計方法については、過年度との比較を行う必要があることから、過年度の方法を参考に実施すること。

また、生息密度推定については、「森林生態系・ニホンジカ管理ワーキンググループ」等で精度を高める必要性が指摘されていることから、カメラトラップの設置方法や生息密度の計算方法について、精度向上に向けて改善できる点がある場合は、調査職員と協議のうえ、改善に努めるものとする。

### 2) 地点別・月別利用強度の把握

地点別のニホンジカの撮影頻度を基に、地点別・月別のニホンジカの利用強度を算出する。利用強度の算出方法は、地点ごとに撮影頭数を稼働日数で除することで、月別1日あたりの撮影頭数を算出することとする。また、利用強度の面的な分布を把握するため、地点ごとの撮影頭数のデータを用いて、IDW(Inverse Distance Weighted 逆距離加重内挿)法により空間補間した図を作成すること。

さらに、地点別・月別のニホンジカのメスの利用強度について、IDW(Inverse Distance Weighted 逆距離加重内挿)法により空間補間した図を作成すること。メスの利用強度の高い地域は、「令和6年度大台ヶ原ニホンジカ個体数調整手法開発調査業務」で実施する捕獲計画案の作成に活用するため、作成した図のデータを調査職員に提供すること。

### 3) ニホンジカ以外の野生動物のデータ整理

ニホンジカ以外の哺乳類について、種別・地点別に撮影枚数を整理すること。なお、データの集計方法については、過年度との比較を行う必要があることから、令和5年度の方法を参考に実施すること。加えて、令和元年度(平成31年度)から令和6年度までのデータについて、種ごとに毎年の撮影枚数を集計し、撮影地点等の経年変化をまとめること。

#### 6.1.3 ニホンジカの歯からの年齢調査

近畿地方環境事務所吉野管理官事務所に保管するニホンジカの歯を分析し、ニホンジカの年齢について捕獲年別に調査する。調査する歯は、令和4年度・令和5年度に捕獲したニホンジカ未分析の165頭分と令和6年度に捕獲するニホンジカ(120頭予定)のうち、合計140頭分とする。

#### 6.1.4 ニホンジカが植生に与える影響を把握するモニタリング調査

ニホンジカの個体数調整により、植生への影響が軽減されること、及び森林生態系の回復に関するニホンジカの適正な生息密度を把握することを目的として、下層植生への影響把握に関する調査を平成27年度、平成29年度、平成30年度、令和3年度に実施している。

この調査の中でニホンジカ利用度を把握するため、「コウヤ谷」及び「牛石ヶ原」の合計5地点に設定された下層植生調査地(表1、図5)のうち防鹿柵外において、自動撮影カメラを1台ずつ、計5台設置している。これらの自動撮影カメラについて業務開始時、9月及び12月頃の計3回程度点検を行い、記録メディア(SDカード)と電池(本業務に含む)の交換等を行う。また、点

検時に自動撮影カメラの動作に異常を確認した場合には速やかに機体を交換する。なお、交換にあたっては過年度のカメラにより撮影された写真を参照し、下層植生調査地のコードラートの四隅が入るようにすること。

カメラの設置位置図及び GIS データは近畿地方環境事務所が提供する。また、交換用の自動撮影カメラは近畿地方環境事務所が貸与する。

撮影したデータは、下層植生への影響把握に関する調査実施の年に分析を行うため、その際に以下の項目について結果を示せるよう、Excel に基礎データとして集計する。

- ①ニホンジカが確認された日時
- ②ニホンジカの延べ確認頭数
- ③確認されたニホンジカの性別・齢区分
- ④ニホンジカ以外の野生動物が撮影されていた場合は、日時、種別・地点別に撮影枚数を整理する。

データの集計方法については、過年度との比較を行う必要があることから、令和 5 年度の方法を参考に実施すること。

表 1 下層植生調査地点一覧

地域	地点名	備考
コウヤ谷	K-1	防鹿柵 No.37
	K-2	防鹿柵 No.38
	K-3	防鹿柵 No.39
	W5	小規模防鹿柵 W5-1、W5-2 を活用
牛石ヶ原	U-1	防鹿柵 No.58

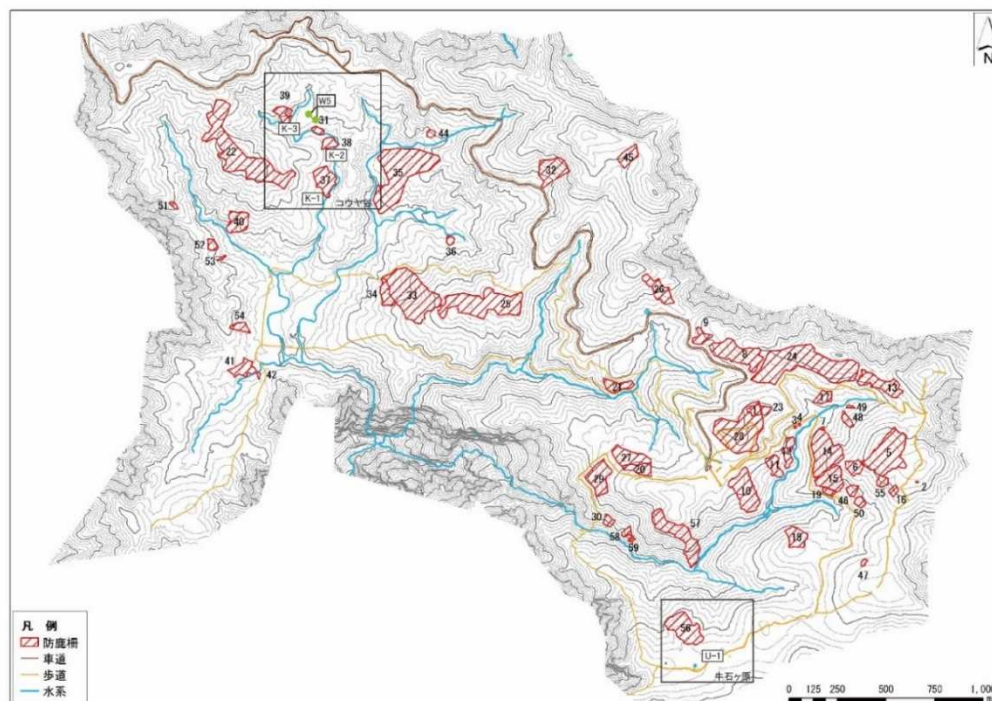


図5 下層植生調査地点

## 6.2 自然再生事業全体の成果を評価するためのモニタリング調査

## 6.2.1 環境条件調査

### (1) 気温調査

各植生タイプ柵内(7 地点)(表 2)において、受注後速やかに、百葉箱内に設置済みの気温データロガーから測定データを回収し、冬期の測定データを調査職員に提出する。気温データロガーについては、動作に異常がないことを確認し、調査職員の承諾の上、同地点に再設置する。気温センサーの故障が確認された場合は、調査職員と対応について協議する。また、閉山前に春期～秋期の測定データを回収するとともに、電池(寒冷地仕様、本業務に含む)の交換を行う。なお、気温データロガーの作動状況については、適宜確認すること。

また、回収した気温データについては、過年度との比較を行い、大台ヶ原の気温の変化についての考察をおこなう。

表 2 植生タイプ区分と対照区数

植生タイプ区分	対照区数
I ミヤコザサ型植生	既設柵内:1 柵内:1 柵外:1
II トウヒ-ミヤコザサ型植生	柵内:1 柵外:1
III トウヒ-コケ疎型植生	柵内:1 柵外:1
IV トウヒ-コケ密型植生	柵内:1
V ブナ-ミヤコザサ型植生	柵内:1 柵外:1
VI ブナ-スズタケ密型植生	柵内:1 柵外:1
VII ブナ-スズタケ疎型植生	柵内:1 柵外:1
合計	14地点

### (2) 雨量調査

三津河落山に国土交通省が設置している大台ヶ原山観測所の雨量データを引用し、過年度との結果の比較を行い大台ヶ原の雨量の変化についての考察をおこなう。

## 6.3 生物多様性の保全・再生調査

近畿地方環境事務所より、平成 29 年度から令和 6 年度までの巡視記録のうち爬虫類、両生類の目撃記録(写真、位置情報付き)を提供する。写真から可能な限り種を同定し、確認記録や撮影地点・時期等をまとめる。

## 6.4 「推進計画 2014 第 3 次」、「第 5 期シカ管理計画」の策定

令和 5 年度より引き続き「推進計画 2014」の 11 年間の取組結果についての中間評価を行うとともに、必要に応じて「推進計画 2014」第 2 次計画を見直し、「推進計画 2014」第 3 次計画の取組内容を検討し、これを確定する。あわせて、「シカ管理計画」についても第 5 期計画の記載内容の検討を行い、第 5 期計画の策定を行う。これらの検討、とりまとめに必要な情報を収集するため、別業務で行われる持続可能な利用ワーキンググループ(1 回)、大台ヶ原の利用に関する協議会(1 回)に出席、傍聴すること。

## 7. ワーキンググループ及び自然再生推進委員会の開催・運営

上記 6. の業務を実施するにあたっては学識経験者等からの助言を受けることとし、そのために学識経験者等からなる「森林生態系・ニホンジカ管理ワーキンググループ」、「生物多様性ワーキンググループ」、「中間評価・計画見直しワーキンググループ」及び「大台ヶ原自然再生推進委員会」を設置し、開催・運営する。

### (1) ワーキンググループ、自然再生推進委員会の開催・運営

### 1) ワーキンググループの運営等

個別具体の検討課題について、学識経験者等から必要な助言を得るため、別紙委員一覧から構成されるワーキンググループを 6 回(森林生態系・ニホンジカ管理ワーキンググループ2回[うち 1 回は合同ワーキンググループと同日に開催]、合同ワーキンググループ1回[別事業で設置される持続可能な利用ワーキンググループから 2 名の有識者を招請]、中間評価・計画見直しワーキンググループ 3 回)開催する(原則としてオンライン会議)。開催にあたっては、会議資料を作成すること(各回両面 100 ページ 7 部を想定)。委員より追加検討を求められた際は調査職員に技術的・科学的な提案を行い対応について協議すること。また、ワーキンググループ開催の事前に学識経験者延べ 10 名程度に個別ヒアリング(原則としてオンラインとするが、業務開始時の合同WGに向けたヒアリング 1 回(5 名程度)については、近畿地方環境事務所においての対面実施を想定する。)を実施すること。

なお、日程等は下記表 3 を参照する。

### 2) 大台ヶ原自然再生推進委員会の運営等

上記 6. の業務内容にかかる評価や検証、次年度の実施計画の検討等のために、学識経験者等からなる大台ヶ原自然再生推進委員会(会場出席)を1回開催する。開催にあたっては、会場確保(奈良市内を想定)を行い、会議資料を作成すること(両面 100 ページ 20 部を想定)。委員より追加検討を求められた際は調査職員に技術的・科学的な提案を行い対応について協議すること。また、推進委員会開催の事前に委員長(1 名)に個別ヒアリング(オンライン)を実施すること。

なお、日程等は下記表 3 を参照する。

表 3 令和 6 年度大台ヶ原自然再生推進委員会及びワーキンググループ開催計画

会合名・日時・会場
・合同 WG(森林生態系・ニホンジカ管理、生物多様性、持続可能な利用、中間評価・計画見直し) ・森林生態系・ニホンジカ管理 WG(第 1 回) 令和 6 年 6 月 20 日(木) 13:30~16:30 WEB 会議(同日、連続開催)
・中間評価・計画見直し WG(第 1 回) 令和 6 年 7 月 18 日(木) 13:30~16:30 WEB 会議
・中間評価・計画見直し WG(第 2 回) 令和 6 年 9 月 12 日(木) 13:30~16:30 WEB 会議
・森林生態系・ニホンジカ管理 WG(第 2 回) 令和 6 年 11 月 26 日(火) 13:30~16:30 WEB 会議
・中間評価・計画見直し WG(第 3 回) 令和 6 年 12 月 17 日(火) 13:30~16:30 WEB 会議
・大台ヶ原自然再生推進委員会 令和 7 年 3 月 4 日(火) 13:30~16:30 奈良市内を想定

### 3) 議事概要の作成

議事概要は、調査職員の承諾を得て作成すること。

特に、公開版の議事概要(案)については、会議終了後、速やかに電子ファイルにて調査職員に提出する。



## (2)旅費・謝金

本業務に係る委員及び調査職員と協議の上必要と判断された参加者(関係機関を除く)への旅費・謝金については、支払手続きを含めて業務に含むものとする。旅費は国家公務員等の旅費に関する法律に従って支給し、会議の謝金については1回(1日)当たり14,000円(税込み)を支給するものとする。

## 8. 報告書等の作成

調査結果及びその分析・評価について、以下のとおり取りまとめる。

紙媒体 :くるみ製本 25部(A4版 200頁程度)及びファイル製本2部(A4版 800頁度)

電子媒体:報告書の電子データ及び業務によって得られた全てのデータ(GISデータも含む)を格納したCD-R若しくはDVD-R 4式(ファイル製本に専用ケースで収納すること。)

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所:近畿地方環境事務所

## 9.打合せ

原則として、業務着手時、合同ワーキンググループ及び森林生態系・ニホンジカ管理ワーキンググループ(第1回)開催前(1回)、森林生態系・ニホンジカ管理ワーキンググループ(第2回)開催前(1回)、中間評価・計画見直しワーキンググループ開催前(3回)自然再生推進委員会開催前(1回)、報告書等の作成時の8回程度調査職員と打合せを行う。

請負者は打合せの度に、打合せ結果をとりまとめた打合せ記録簿を作成し調査職員に提出すること。

## 10. 著作権等の扱い

- (1)成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2)請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3)成果物の中に請負者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4)成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5)成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6)納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 11 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1)請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について調査職員に書面で提出すること。
- (2)請負者は、調査職員から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じた適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、調査職員からの指示に応じ

て適切に取り扱うこと。

- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて調査職員が行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、調査職員から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。  
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、調査職員からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考)環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 12 その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部事項について必要と認めた時は、調査職員と速やかに協議すること。
- (2) くるみ製本版報告書には、不必要な個人情報等を記載しないこと。成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

(別紙) 令和6年度大台ヶ原自然再生推進委員及び各ワーキンググループ担当委員

委員		団体等所属名称	専門分野	ワーキンググループ				自然再生推進委員
				森林生態系・ニホンジカ管理	生物多様性(種多様性・相互関係)	持続可能な利用(ワイズユース)	中間評価・見直し	
木佐貫 博光	教授	三重大学大学院生物資源学研究科	植物	●				●
佐久間 大輔	主任学芸員	大阪市立自然史博物館	苔・菌類	●		●	●	●
高田 研一	所長	高田森林緑地研究所	森林再生	●				●
高柳 敦	准教授	京都大学大学院農学研究科	動物	●			●	●
真板 昭夫	教授	京都嵯峨芸術大学芸術学部	エコツアーリズム			●		
松井 淳	教授	奈良教育大学教育学部	植物	●	●		●	●
村上 興正	講師	元京都大学理学研究科	小動物	●	●	●	●	●
揉井 千代子	幹事	(公財)日本野鳥の会奈良支部	鳥類		●			●
八代田 千鶴	主任研究員	森林総合研究所関西支所	動物(ニホンジカ管理)	●			●	●
横田 岳人	准教授	龍谷大学理工学部	植物	●	●	●	●	●
吉見 精二		地域観光プロデュースセンター	エコツアーリズム			●		

(敬称略・50音順)

(別添)

### 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」(基本方針 213 頁、表 3 参照)及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」(基本方針 214 頁、表 4 参照)を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示:印刷用の紙にリサイクルできます この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。
--

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省調査職員と協議の上、基本方針(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

### 2. 電子データの仕様

(1)Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2)使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章;Microsoft 社 Word(ファイル形式は「Office2010(バージョン 14)」以降で作成したもの)
- ・計算表;表計算ソフト Microsoft 社 Excel(ファイル形式は「Office2010(バージョン 14)」以降で作成したもの)
- ・プレゼンテーション資料;Microsoft 社 PowerPoint(ファイル形式は「Office2010(バージョン 14)」以降で作成したもの)
- ・画像;BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2)による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4)以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5)文字ポイント等、統一的な事項に関しては調査職員の指示に従うこと。

### 3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。